

令和4年3月 日

のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）（令和4年3月改定）素案に対する意見及び
検討結果について(案)

小金井市市民参加条例第15条の規定による「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）（令和4年3月改定）素案」に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記のとおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見及び検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、子育て支援課（市役所第二庁舎3階）、児童青少年課（同庁舎4階）、情報公開コーナー（同庁舎6階）、市役所第二庁舎1階受付、市立保育園各園、学童保育所各所、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で公表します。

記

- 1 施策の名称 のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）（令和4年3月改定）素案
- 2 意見募集期間 令和4年1月11日（火）～同年2月10日（木）
- 3 意見の提出状況 延べ7人（6人）・32件
- 4 提出された意見及び検討結果
別紙のとおり
- 5 問合せ先
小金井市子ども家庭部子育て支援課子育て支援係
電 話 042-387-9836
FAX 042-386-2609

寄せられた意見と検討結果

※ 意見は提出者ごととなっています。

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	<p>第3節(1)の■確保策推進等についての考え方【母子保健型】</p> <p>未受診妊婦の発見につとめ（特定妊婦への支援が重要）、妊娠中からのフォロー強化が必要である。→「こんにちは赤ちゃん事業」の充実も必要</p> <p>(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業</p> <p>① 学童保育については、場合により小学校6年生まで対応できるよう検討を進めるべきである。</p> <p>② 放課後子ども教室については、きめ細かい支援により、支援が必要な家庭の児童を発見した場合は、速やかに適切な相談機関につなげる必要がある。声を出せない子どもの実態を把握するためには、公的責任が重大である。形式的な会議にならないよう、会議の質の確保が必要。</p>	<p>【利用者支援事業【母子保健型】について】</p> <p>本市で実施している妊婦面談では、全ての妊婦と面談を実施することを目標としていることから、面談未実施の妊婦に対して勧奨の電話や案内の送付を行っております。また、妊婦本人から直接話を聞くことで、一人ひとりに合った情報提供や支援へとつなげています。いただいた御意見のとおり、妊娠中から産後の母子のフォロー強化のため、必要に応じて直接訪問する等、個々のニーズに沿った支援も行っております。</p> <p>また、令和2年度に子育て世代包括支援センターの機能を設置し、未受診妊婦への受診勧奨等、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行えるよう対応しています。</p> <p>【放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業について】</p> <p>① 学童保育所の小学校1年生から3年生においては、年々児童数が増加傾向にあり、既存施設での運営の他、学校施設を借りて運営するなど大規模化対応が急務となっており、6年生までの受け入れについては課題と認識しております。</p> <p>② 児童の様子の変化等状況により、一人一人の児童の状況を学校と共有の上、きめ細かに対応するよう努める必要があります。また、放課後子ども教室に係る各会議も新・放課後子ども総合プランの目的のため、十分に協議を行っていく必要があります。いただいた貴重な御意見も踏まえながら、関係各課と連携しながら今後も進めていきたいと思っております。</p>

	<p>(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 今後ニーズが高まると思われる。トワイライト事業も是非実施すべきである。</p>	<p>【子育て短期支援事業（ショートステイ）について】 トワイライトステイ事業については、(仮称)新福祉会館建設延伸の状況に鑑み、1年延伸としましたが、引き続き衛生・安全面に配慮しつつ受入施設を幅広く捉え、保護者のニーズ等を見極め、規模・内容を含め実施に向けて検討してまいります。また、ショートステイ事業についても、引き続き実施してまいります。</p>
<p>2-1</p>	<p>1) 素案4ページ「教育・保育提供区域」と「地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定」の考え方について</p> <p>「小金井市は4km四方でコンパクト」であるため一区域とする、とあります。しかし、市内全体で定員が満たせればそれでよい（保育等は、市全体でその役割を担うので、施設の立地・アクセスについては、重視しない）という大雑把な考え方では、「乳児の遊び場事業（園庭開放等含む）・一時預かり事業・幼保小連携・育児相談等をきめ細かく計画し、実施していく」のは難しいのでは、と考えます。</p> <p>3ページには「……地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める」とありますが、「自動車を運転できない保護者・自家用車を持たない家庭・近くにバス停や鉄道駅がない家庭・妊娠後期や出産後身体が回復するまでの期間」などは、幼い子どもを連れて3~4km移動するのは、とても大変です。自動車が運転できたとしても、利用したい子育て支援施設には駐車場がない場合もあります。感染症流行時では、予防接種が済んでいない子どもを連れてのバス・鉄道の利用はなるべく控えたいという方もいるでしょう。</p> <p>また、他市との境界線は入り組んでいない形ですが、市の南側には坂があります。現実の例だと、「ゆりかご」は市の端にあり、「遠くてなかなか利用できない」という乳幼児の保護者の声は、市に数多く届いているのでは？</p> <p>市内全体で一区域、という考え方は、他自治体でも一般的なのかどうかわかりませんが、事業の定員や対象者の範囲などは一区域と設定したとしても、「小学校区毎に、関係機関の連携や周辺の施設の関係職種の研修、地域の子育て環境の把握・調査分析等の際に、基幹・旗艦となる子育て支援施設や児童福祉施設などの拠点があ</p>	<p>【小金井市における教育・保育提供区域の設定について】 小金井市における教育・保育提供区域の設定については、利用者の通勤等の実態を踏まえつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域としており、今回の改定（案）においても、現行のままとしております。</p> <p>御意見いただきました地域子育て支援拠点で申し上げますと、現在、子ども家庭支援センターの親子遊びひろばは保健センター内に設置しており、御指摘のとおり、市境にあるためお住まいの地域によっては不便であるといったお声をいただいております。今後、市役所庁舎建設予定地に建設予定の(仮称)新福祉会館内に移設する予定です。ほぼ市の中心部に位置するため利便性は向上するものと考えております。</p> <p>また、子ども家庭支援センターの親子遊びひろばや児童館4館の子育てひろばは、国の法定事業である地域子育て支援拠点として実施しており、その他に法定事業以外の独自の取組として、学童保育所6か所で市の独自事業としてひろば事業も実施しております。おおむね小学校区に1か所は設置しており、乳幼児とその保護者の方が相互に交流できる居場所づくりに努めております。</p>

る」というのが、理想的なのではないでしょうか。

実際に、幼保小連携についても、公立保育園廃園方針案説明会で、「廃園案対象2園の近隣小学校から、試験的に強化する。何か新しい取り組みを始める時は、市内全域で一斉に始めるのではなく、一部の地域・施設から始めることが一般的」と教育長も仰っていたと思います。(私は、市の公立保育園廃園方針案の進め方には反対ですが、小学校区毎のネットワークとそのコアを考えるための一事例として出しました。)

こういった取り組みを、行き当たりばったりではなく、他の事業とも関連づけながら、計画的に実施するためにも、市には「小学校区毎の、地域のネットワークのコアとなる拠点のあり方」を考えていって欲しい、議論を重ねていって欲しい、と思います。

できれば、公立保育園や、長年市内で福祉事業を担ってこられた社会福祉法人の関連施設等に、その「基幹・コア」の役割を担っていただきたいと感じています。

2) 7ページの、幼稚園等の「確保策推進等の考え方」について

「幼稚園は、居住する市区町村以外に所在する園への通園が可能であり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもあるように、市内の未就学児童の多くが市外の幼稚園に通園しています。」とありますが、この表現に違和感があります。

そもそも、「市外の幼稚園にも通園可能だから、市外の幼稚園を選んでいる」わけではなく、「自宅からの距離や給食・延長保育の有無などの条件を見て、市内の幼稚園の選択肢が少ないから、市外の幼稚園を選ばざるを得ない」という保護者も少なくありません。

市にも、「市内に幼稚園が足りていない」という認識はあるようですが、(公立保育園の件で、市・市長が、公立園保護者・公立園入園希望者を混乱に陥れ、市議会も紛糾……という中) どこまで幼稚園に通う子ども達のため、幼稚園の質・幼児教育の質の向上・保証のために、動いてくださるのだろうか?と疑問に思います。

市と私立幼稚園の連絡や、幼保小連携について、市外の幼稚園に通う多くの子ども

【確保策推進等についての考え方について】

市では、「のびゆくこどもプラン 小金井」改定時に実施するニーズ調査や子ども・子育て会議委員からの意見等から、市内幼稚園に通いたいとのニーズがあることについても、把握しているところです。

これらの対応として、7ページに記載のとおり、認定こども園の新設や認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育施設への受け入れ体制づくりを進めることとしております。既存の幼稚園については、運営者の意向もあるため、市では希望がある場合に支援を行う立場であるとともに新設による認定こども園の増を目指しています。

幼児教育の質の向上や幼保小の連携については重要性を認識しており、教育委員会との協議を通じて具体的にどのような対応が可能かについて、引き続き調査、研究を続けていく考えです。

	<p>も達をどのようにフォローしていくつもりなのか、具体的なビジョンとアクションを見せていただきたいです。他自治体での「自治体外の幼稚園との連携事例」など、調査・研究していただけますか。</p> <p>3) 10 ページの「認定こども園」について これを読むと、幼稚園児の保護者としても、質の高い認定こども園が増えて欲しい、と感じます。</p> <p>市・市長は、公立保育園廃園方針案の説明で、よく「保育園の過剰な飽和状態は避けなければならない」を根拠に、民間保育園で定員割れするくらいなら、公立園をなくしたほうがいい、とお考えのようですが。保育園の定員割れが心配ならば、こども園への転換を促す策をうち出し、市外の幼稚園への通園希望者を、市内のこども園に呼び戻すことは、可能なのではないのでしょうか。</p> <p>幼稚園入園希望者・幼稚園児の保護者のニーズ調査などを徹底して、それをこども園の運営に反映させれば、「園の定員は割れず・保護者は市内に選択肢が増え（延長保育などが充実している園であれば片働き世帯の主婦の就労支援にもなり）・就学相談や幼保小連携等も市外の園よりはスムーズに進むかも」等、メリットが多いように感じます。</p> <p>市がそれをやらないのは、「市の財政が厳しく、現在共働き世帯の待機児童さえ解消すればそれでいい」が理由なのではないでしょうか？</p>	<p>【教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）について】</p> <p>小金井市における私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、認定こども園の定員数の合計は 1,164 人となっており、市内の幼稚園に通いたいとのニーズがあることについて把握しているところです。</p> <p>これらの対応として、7 ページに記載のとおり、認定こども園の新設や認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育施設への受け入れ体制づくりを進めることとしております。</p> <p>保育園から認定こども園への転換につきましては、諸般の条件等があり、現在までに保育園から認定こども園への転換を進めた事例は市内にございません。これらにつきましては、運営者又は設置者の意向も尊重する必要があるため、園から希望がある場合には相談に応じていきたいと考えています。</p>
2-2	<p>1) 11 ページ「保育の質ガイドライン」に関する表現について</p> <p>すべての子どもが健やかに成長できるよう、「小金井市すこやか保育ビジョン」に基づき、保育士の資質の向上に向けた研修の実施・充実のほか、「保育の質のガイドライン」の活用や第三者評価受審の促進などを図ることで……と本文中にあります。が、「保育の質ガイドライン」は、策定時のパブリックコメントで、「このガイドラインは、市内の保育施設を対象としたもので、幼稚園等は対象外である」というような回答があったように記憶しています。</p> <p>また、この「保育の質ガイドライン」には、一時保育・一時預かりに関する記載</p>	<p>【教育・保育の質の向上について】</p> <p>御指摘のとおり、「小金井市すこやか保育ビジョン」については、市内の保育施設を対象としたものです。保育施設における一時保育や一時預かり、地域との連携事業等を通じて、すべての子どもの健やかな成長を推進するという意図で、のびゆくこどもプラン小金井に記載させていただいております。</p>

は無かったように記憶しています。

現在では、「すべての子どもが健やかに成長できるように」「市在住の子どもが通うすべての保育園幼稚園等（市外の施設や保育ママ事業、ベビーシッター等含む）が対象」という前提のビジョン・ガイドラインに、変更・改訂されたということですか？

2) 20 ページ「地域子育て支援拠点事業」について

小学校の授業日の午前中、学童ひろば事業を実施してくださるのは、大変ありがたいです。ですが、学童はあくまで小学生のための施設であり、夏休み等は、未就学児の子育て支援の拠点として機能させることは、現状ではほぼ不可能だと思います。

また、未就園児が学童ひろばで遊ぶおもちゃの質なども、「ゆりかご」ほどは揃えられていない学童もある、と聞いたことがあります。

児童館も、放課後は小学生が賑やかに遊ぶため、午後、未就園児が過ごせる屋内の遊び場所となると、「ゆりかご」のみ、という保護者も少なくないと思います。

「児童館、学童、ゆりかご」のみで、保育園等の施設の子育て支援事業の実態が含まれていないのは、不自然な印象を受けます。

そして、やはり、未就学児・未就園児の地域子育て支援の拠点として、園庭開放や親子遊びのイベントの時間等を設定している保育園の前に、「学童で、未就学児・未就園児支援をしています」というのは、地方自治体の児童福祉の順序・未就学児支援の全体像のあり方として、おかしい気がします。

この項で、保育園等の園庭開放などをはっきり記載しないのは、「園庭のある保育園の、園庭開放は、地域の未就園児にとっては貴重な遊び場であり、その未就園児の保護者にとっても、保育士や近所の保護者との交流の場となる。公立園が減ると、この拠点も減ってしまう」という批判を恐れてのことなのだろうか？と邪推してしまいます。

コロナ前、公立園か民間園か問わず・保育園か幼稚園か問わず、園庭等を開放し

【地域子育て支援拠点事業について】

保育園や幼稚園の園庭や施設を地域の方にも利用できるように取り組んでいただいていることについて、市としましても、地域の子育て環境の充実に貢献いただいているものと認識しております。

御意見いただきました地域子育て支援拠点事業ですが、国の法定事業である地域子育て支援拠点は、原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設し、社会福祉事業として届出をしているひろばを指し、現在、子ども家庭支援センターの親子遊びひろばと児童館4館の子育てひろばが該当することから、それらのみを掲載しております。

また、市内にある既存施設を利用して、学童保育所6か所で法定事業以外の市の独自の取組としてひろば事業を実施し、未就学児童の遊び場、親子の集いの場の提供に努めているところであり、就学児童が利用する施設での未就学児童支援となっていることについては、地域で生活する子どもたちが、同じ場所で健やかな成長を育めるということは利点であると考えております。なお保育所で行っております電話相談や園庭開放等と合わせ、子育て施設の地域支援事業として現のびゆくこどもプラン小金井（令和2年3月策定）P72ページにも掲載しております。児童館2館とゆりかごにおいては、未就学児童のひろばを常設しておりますので、是非御利用いただきたいと思います。

市の子育て支援環境の向上は一つの施策により達成できるものではなく、様々な施策や取組によって全体的に向上していくものと考えており

て、安全管理や園の説明のための人員も割き、場合によっては来園した親子の名札等も用意して、近隣の未就園児の親子を迎え入れてくださっていた各園の職員の方々に、自分としてはお礼を申し上げたいです。市は、こういった保育園幼稚園等の方々が、園の施設の一部を地域の親子に開放することで、市の子育て環境の向上に貢献してきたことについて、どのように考えているのでしょうか。

3) 22 ページ「一時預かり事業」について

保護者の労働や就職活動のための一時保育と、保護者の通院やレスパイトのための一時保育では、利用頻度や予約方法など、求められているものが違うと思います。

利用申し込み期間が限定されている定期利用型や、定員に余裕が出た時にしか使えない余暇活用型ではない一時保育が、育児に疲れ果てた時のレスパイト保育では、重要となってきます。

「働ける人の就労のための一時保育」と、「育児疲れレスパイトのための一時保育」とが、同じ枠にあると見なされ、奪い合いになれば、疲れて果てている人が折れて、我慢するという構図になるのではないのでしょうか。

市には、「一時保育に求められているもの」を、具体的に・細やかに把握し、「虐待防止策としての一時保育・児童福祉施設としての保育園のあり方」についても、きちんと考え、それを施策や予算に反映することを求めたいと思います。

保護者の就労の有無や、疾病障害の有無に関わらず、預けたい時に預けられるようにするためには、もっと保育の現場全体のバッファが必要です。同時に、「小さい子どもの世話をしながら、各園異なる書式の書類を何枚も手書きしたり、子どもの写真をプリントして切り貼りしたり」など、手間がかかる一時保育の登録手続きを、合理化・デジタル化すること等もお願いしたいです。

施策の各論の話については、別の場がかまいませんので、協議・検討をお願いいたします。

現状、民間保育園では、一時保育に空きがあると採算が取れないと伺っています。それに、「子どもに持病や障害があるために、保護者が共働きを諦めて片働きで家庭

ます。

【一時預かり事業について】

「虐待防止策として」の観点は、現在の一時預かり事業内でも対応していただいているところであります。公立・私立園の一部では緊急一時預かり枠を設けており、緊急的な事態にも対応していただいている状況です。

御意見にある考え方については一定理解するところであり、本プランだけではない部分でも対応する必要があると考えています。

貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

なお、御指摘のように「利用したいときに利用できないニーズ」への対応につきましては、そのようなご意見をいただく一方で、空き状況に余裕がある日も散見されることから、利用したい日時等が集中してしまったり手続きにかかる要因なども想定される場所です。それらのニーズを統合しつつ緊急一時預かり等も想定した量を見込むことについては、難しいと言わざるを得ません。このため、今回の量の見込については、平成31年度に実施した「小金井市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」に基づき「利用意向率」及び「利用希望日数」と、児童人口推計を基礎に積算しております。今回は中間見直しのため、「利用意向率」及び「利用希望日数」は据え置いたままで、最新の児童人口推計に変更し、試算しています。

保育をしており、一時保育を利用したいケース」などには、対応できないという民間園もあるかと思えます。

そこで、市内に分散して配置された公立保育園が、すべての子どもとその保護者のために、採算を考えず、一時保育枠を設定し、特別な配慮が必要なお子さんの一時保育等の相談にも乗れる、というのが、行政のあるべき姿なのでは？と考えています。

公的施設のマネジメントの観点からは、通常の保育の定員に恒常的余裕が出てきたのであれば、一時保育の定員を増やせるように、保育スペースの区切りや保育職員の配置をフレキシブルに設計・設定できるというのが、理想的だと思います。

他自治体では、認可園の敷地内に、子育て支援センターが設置されている事例もあり、小金井市には、公的施設マネジメントの面では伸び代があるといえるのではないのでしょうか。

一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいとの声が寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、定期利用型に加え、私的、緊急一時預かりなども実施していますが、限られた提供体制の中、さらなる充実が求められています。

今後も利用状況などを踏まえつつ、現状の提供体制の拡充等を検討します。

この上記に引用した部分は、入れていただき、ありがとうございます。

「今後も、利用状況などを踏まえつつ」とありますが、今はコロナ禍で、利用控えもあると思います。利用状況を見ただけでは、「それほどニーズはない」と判断されてしまうのでは？と危惧しております。（これは、「コロナ禍下で、利用人数の上限が設定された事業や利用控えが起きやすい事業」の全般に言えることですが。）

また、「量の見込み」には、「利用したかったけれども、一時保育の登録手続きのための手書き書類の作成や健康診断書取得のためだけの受診を諦めた人、予約の電話をかけてもなかなか繋がらなかった人、予約の電話は繋がったが予約したい日が

	<p>既に満員だった人の数」などは、反映されているのでしょうか。反映されていない場合は、どのようにニーズを把握して、どのように施策に反映しているのでしょうか。</p> <p>4) 保育のBCPについて/ベビーシッター等の保育サービスについて</p> <p>のびゆくこどもプランは、平時の教育・保育体制についての記載をするものであるのかもしれませんが、他の場にかまいませんので、保育の事業継続計画についても、市でよく検討しておいていただきたいです。</p> <p>今、「感染症の大流行時や災害発生時等の有事において、『エッセンシャルワーカーのお子さんの保育をいかにして継続するか』が、都市機能の維持のために重要な課題である」と可視化されています。</p> <p>有事の状況によっては、保育の優先度トリアージや保育拠点の柔軟な編成が求められるかもしれません。市は、そのような厳しい状況に直面した時に、対応できるのだろうか、と疑問に感じています。</p> <p>また、今後、感染症対策においては、「定期的にPCR検査を受けているベビーシッターを、定期的にPCR検査を受けているお子さんのお宅に派遣」という形式の保育が必要になってくるかもしれません。</p> <p>「新しい生活様式」に応じた保育行政を模索するのであれば、都のベビーシッター助成の導入、市内で働いてくれるベビーシッター確保策、ベビーシッターや少人数の家庭的保育の質の保証・保育従事者の健康管理等のあり方についても、検討をお願いしたいと思います。</p>	<p>【保育のBCP及び保育サービスについて】</p> <p>御意見にある考え方については一定理解するところであり、本プランだけではない部分でも対応する必要があると考えています。</p> <p>例えば、今回のコロナ禍では、医療従事者の概念を広く捉える考え方が国から示されており、その他、警察・消防、インフラ関係の企業等で勤務される保護者の児童等について、その保育をどのように継続できるかにつきましては、今後の課題であると認識しているところです。</p> <p>なお、ベビーシッター事業については、対象年齢が0歳から2歳と限定的であることや他自治体の導入実績も少ない等、中々効果的な運用が見込めないことから実施には至っておりません。引き続き調査、研究を行ってまいります。</p> <p>貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。</p>
3	<p>P9■確保策推進等についての考え方05～06</p> <p>「市内幼稚園ニーズ…対応するための認定こども園の新設…」とありますが、新設するとされるこども園は「確認を受けない市内の従来から長く継続している幼稚園のこども園への移行」ではないのでしょうか？</p> <p>長年小金井市の3才以上児の子育ちの場を維持してきた非確認の幼稚園は、市内在住の親子にとって大切な場所です。「認定こども園」への移行がなかなか進まない</p>	<p>【確保策推進等についての考え方について】</p> <p>本計画の7ページに記載のとおり、市では、認定こども園の新設や認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育施設への受け入れ体制づくりを進めることとしております。また、既存の幼稚園については、運営者の意向もあるため、希望がある場合に支援を行う立場となっています。</p> <p>貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。</p>

のは、小金井市の生き残った幼稚園各園が、私立、個人立で独自に地域に根差し、地道な運営を維持してきたと考えられます。無理矢理、国の描いた制度へ誘導するのではなく、個々の幼稚園が今後とも独自性を保ちながら、地域の子育て・子育ての場として、社会貢献できるよう、工夫をしてください。「幼保小の連携の推進」(P11)をうたうのなら、なおのこと「認定こども園の新設」に流れることなく地元の有効な社会資源である市内の幼稚園の活用を軸に制度設計の工夫が必要です。

P10■認定こども園について(パブコメで特に意見を求められていないページですが…)

認定こども園を強く推した内容になっていますね。国がこの制度設計をして以降、新聞記事になるほど、様々なトラブルが起きてきました。直近の報道では、2022年2月10日(木)朝日新聞朝刊25面で「少子化の町 消えゆく保育の場」として、青森県のケースをあげ、こども園の撤退を検討中…というものがあります。この事象は、単に地方だから過疎化しているからと、他人事ですむことではありません。小金井市では、相続にからだ?!と思われる過剰な宅地開発が進行中で、見た目には人口も増え、児童数も増加しています。

しかし、子どもはあつという間に大きくなり、急ごしらえの就学前児童施設の経営が立ちゆかなくなるのは想像にかたくありません。

個人的意見としては、企業型チェーン店型認定こども園の新設ではなく、地元の根づいた個人立幼稚園という社会資源を活用した教育・保育の一体的提供を推進していただきたいです。[認定こども園の施設類型](P10 下段)地方裁量型を最大限生かした小金井市ならではの施策を求めます。そのことが、次ページP11の(3)幼保小連携にも強く結びつくと考えます。

P11(3)幼保小連携

幼保小の連携が必要であることは、子どもの育ちの根っことなる幼年期の環境がいかにかつ大切か…という共通認識にたてている証だと思い、大歓迎です。

今後の施策の参考にさせていただきます。

【教育・保育の一体的提供の推進(認定こども園について)について】

本計画の7ページに記載のとおり、市では、認定こども園の新設や認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育施設への受け入れ体制づくりを進めることとしております。また、既存の幼稚園については、運営者の意向もあるため、希望がある場合に支援を行う立場となっています。

今後も、幼稚園長会等を通じて、既存園の要望等を十分に伺いながらどのような支援が必要かつ有効であるか研究してまいります。

貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

今後の施策の参考にさせていただきます。

【教育・保育の質の向上について】

小学校については、通学区域が指定されており原則として住所地により通学する小学校も決められています。しかし、幼稚園及び保育施設に

ただし、推進するために必要な区域の設定について、大いに疑問があります。国の示す「大きな絵」である提供区域は、あくまでも机上の空論です。小金井のように小さな市であっても坂があり、大きな街道が東西を分けている。子どもの移動や生活範囲の目線から、とても一区域ではない立地に即した区域設定をしてください。

コロナ感染拡大で保育園の閉園が続いている中、「公民館で代替保育をしたら補助金を出す」という現実離れ!!した方針を出す国の提案に惑わされることなく、地方自治体の住民・市民に対する責任（子どもは将来の市民です）を果たしてください。

P13〔特定型〕

保育所等入所相談支援員が、H26 年度から実施されているとありますが、市の職員として、どのような位置づけで雇用状況や待遇などが、一市民にとってはどうなっているのかわかりません。子育て世代が保育所入所の前段で出会う市の職員であるので、「保育所入所相談員」の実体を可視化してください。

R2 年 3 月に発行された「のびゆくこどもプラン小金井」には、上記相談員の情報が見当たりません。唯一「のびゆくこどもプラン小金井」 P28 に特定型の実施か所が 1 と記されています。

是非ともこの相談員の実態を経年的に明らかにして、今後の施策に生かせるようにしてください。

P22 ②保育園等における一時預かり

■量の見込みと確保の内容

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の令和 5 年度の 900 人が素案では 0 人に変更されている理由を知りたいです。

※トワイライトステイもショートステイも市外の養護施設など大きな施設に頼るのではなく、市内に施設を作る、又は併立する形で、イレギュラーな時間帯の保育を受ける当該子どもの人権に配慮し、できるだけストレスの少ない環境を確保してほ

についてはこの指定がなく、仮に提供区域を複数に分けて設定しても住所地によって通園する施設に縛りはありません。したがって、幼保小連携につきましても、区域ごとに行うのではなく、市内全体で見ながら、制度設計等を行っていく必要があると考えております。

本件については、保育施設・幼稚園と教育委員会が連携して取り組むことが肝要であり、現在、庁内の横断的な組織構築に向けて準備を進めているところです。

貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

【確保策推進等についての考え方について】

御指摘の箇所については、国の法定 13 事業にかかる量の確保の観点から、設置数についての計画となっております。

なお、保育所入所相談員事業の詳細につきましては、延べ相談件数含め記載した資料をもとに子ども・子育て会議にて毎年事業の評価をいただいております。その資料については市ホームページにて公開しております。

貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

今後の施策の参考にさせていただきます。

【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）について】

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、(仮称) 新福社会館建設に併せて、他の公共施設の活用等も考慮し、令和 5 年度に開始の計画としておりましたが、同会館建設延伸の状況に鑑み、1 年延伸としました。引き続き衛生・安全面に配慮しつつ受入施設を幅広く捉え、保護者のニーズ等を見極め規模・内容を含め実施に向け、検討してまいります。

	<p>しいです。</p> <p>例えば、閉園しようとしている?!公立保育園を、定員を少なくした保育園（100人定員→60人位）と、上記一時預かりに特化した施設に建て替えることを提案します。職員と子ども5人位のこじんまりとした養護施設?!であれば、木造2階建て位で十分でしょう。公立保育園の隣に寝泊まりできる施設があり、非常用の備蓄とソーラー発電、井戸があれば、防災と避難所を兼ねていて…と夢見ます。</p> <p>P27 5-3 子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します。</p> <p>■事業の取組内容・目標</p> <p>子どもにやさしい自然環境の整備にある国分寺崖線（はげ）のみどりを活用した環境イベントと自然環境保全活動は、子どもの育ちに大切な野外教育の柱だと考え、おおいに実施してほしいです。</p> <p>ただ、残念なことに、都道計画が存在し、子どもの人権と相反した施策が進められようとしています。どうか市内一丸となって、自然環境保全最優先にシフトチェンジして下さい。</p>	<p>【子どもにやさしい自然環境の整備について】</p> <p>国分寺崖線（はげ）のみどりを活用した環境イベント等は、令和3年度に滄浪泉園緑地での自然保護教室、三楽公園・三楽の森公共緑地において小金井第四小学校と協働で樹名板作成を実施し、市内のみどりを環境学習の場として活用しております。今後も緑を活用した環境教育の充実に努めてまいります。</p> <p>都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものです。今後もすべての人々が安全で快適な生活が営めるように、歩道空間や道路の整備を行ってまいります。</p>
4	<p>・16 ページ 放課後児童健全育成事業のうち、下線部分について。</p> <p>学校内施設利用は現在も行われているが、日中は教室として使われているため、常設施設と比べて子どもの居場所としての質が下がることが危惧される。その点での懸念を払拭する努力が求められる。また、民設民営の施設は他自治体では散見するが、小金井での推進を市として進めることには、疑問を感じる。</p>	<p>【放課後児童健全育成事業について】</p> <p>引き続き入所を希望する児童の全員入所が可能となるように、関係各課と連携しながら学童保育所の量の確保に努めているところです。学童保育の質の確保についても担当として重要な点と認識しており、児童が安心して楽しく通え、保護者も安心して通わせることができる学童保育所の環境づくりのため、施設の確保、質の確保に努めてまいります。</p> <p>また、学童保育の大規模化対策の一つとして民設民営の制度導入について、引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>

・23 ページ 病児保育に関して

年少人口の減少ということで計画量が増えていないが、利用者からは利用したいときに満員で使えないという意見がある。また、量の確保が主眼の子どもプランなので仕方がないかもしれないが、開園時間の延長（朝の始まりが遅いので、預けてから仕事に行くには間に合わない。夕方も通常保育より早いので早退しなければならず、使い勝手が悪い）が、強く求められている。改善を求めたい。

・9 ページ 下線部分

令和6年度については1号認定に対応するために認定こども園の新設とあるが、1号認定の過不足は0になっている。現在の幼稚園がこども園になるということなのか。

・8 ページ 2号認定、3号認定の量の確保について

上記にも通ずることだが、保育園などの新設については2,3年前から準備が進んでいるという説明が、保育課からはされている。ということは、このように量の計画を出したとしても、実は後追いになっているのではないのか。市として本当に計画を立てて、それを遂行していくということとは齟齬があるのではないのか。計画の必要性、信憑性にも疑義が生じることにもなりかねないと思う。

・8 ページ 3号認定の部分

過不足で63人、50人、41人がそれぞれ過剰になる計画になっている。今年4月の入園希望については、ほぼ計画通りに4月の過剰（定員の空き）が出ようとしている。（1次募集結果時点）4月以降に生まれたり産休が切れたりという、預けたいときに預けられる良い状態と言えるが、市としてこのような計画を持つ以上、空き定員を抱える施設への保証をすべきと考える。のびゆくの範疇ではないかもしれな

【病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）について】

入院とは異なり、体調不良のお子さんを預かる事業であるため、お子さんの身体への負担も考慮し、現状、長時間の預かりについては、実施していない状況にあります。今後、他自治体での事例等も調査、研究させていただき、今後の計画策定・改定の際の参考にさせていただきます。貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

【確保策推進等についての考え方について】

現状、市外の幼稚園も含め、各年度の過不足は0となっていますが、市内幼稚園の利用ニーズに対応するため、認定こども園の新設を計画しています。

【量の見込みと確保の内容について】

御指摘のとおり、園の新設については約2年程度の期間を要するものであり、今回の中間見直しでは、当初計画に基づき実際に準備を進めている整備計画についても反映をした数値を記載しております。

【量の見込みと確保の内容について】

貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。
今後の施策の参考にさせていただきます。

	いが、市のどこかの施策に明記しなければならないと考える。	
5	<p>P27 5-3</p> <p>はげの自然のみが取り上げられていますが、北部にある浴恩館公園の雑木林や野外調理場、池の存在も大切な子どもたちの自然体験の場です。浴恩館の土地を小金井市が日本青年館から取得した時の約束「青少年の育成の場として使う」を忘れず、有効利用していきたいものです。</p> <p>浴恩館公園を加えてください。</p>	<p>【子どもにやさしい自然環境の整備について】</p> <p>浴恩館公園を含め公園等もみどりに恵まれており、自然体験、環境教育の場であるため、「公園等」も加えるよう修正します。</p>
6	<p>1. P4 区域の設定</p> <p>市内 1 区域となっているが、事業によっては、区域ごとに設定すべきである。利用者支援事業、延長保育事業、学童保育事業、地域子育て支援拠点事業など。</p> <p>P3 に書いているように、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域となるようにすべきである。公立保育園の廃園を提案しているが、本来、歩いて通える範囲内に、特別なニーズに責任をもって対応すべき公立園を配置すべきである。1 区域としている現状では、歩いて通えない子がいても、問題にならないことになる。</p> <p>2. P7 量の見込みと確保の内容 P9 の記述</p> <p>令和 6 年度に特定保育施設の定員が 39 人増えているが、認定こども園の新規開設見込みはあるのか。実現の可能性が見えない。</p> <p>3. P12 利用者支援事業</p> <p>実施か所数が 1 では足りない。前述したように、地域に 1 つないと歩いて通えない。</p> <p>4. P15 放課後児童健全育成事業</p>	<p>【小金井市における教育・保育提供区域の設定について】</p> <p>子ども・子育て支援法の基本指針において、「教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。」という考え方が示されており、現状においてはこの考え方にに基づき、市内全域を 1 区域としており、今回の改定（案）においても、現行のままとしております。</p> <p>また、公立保育園に関する件については、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>今後の計画策定の参考にさせていただきます。</p> <p>【確保策推進等についての考え方について】</p> <p>市内幼稚園の利用ニーズに対応するため、認定こども園の新規開設に向け対応を継続していく考えです。</p> <p>【利用者支援事業について】</p> <p>利用者支援事業【基本型】は、子ども家庭支援センターが（仮称）新福祉会館に移転後、設置を予定しております。市の中央に位置付けられるため、利用しやすい環境になるものと考えております。</p> <p>【放課後児童健全育成事業について】</p>

<p>平均利用人数予測を見ても、確保の内容では足りていない。すでに R4 年度の入所希望者はプランを越えており、早急に見直すべきである。</p> <p>5. P16 確保推進等についての考え方① 学童保育以外の子どもの居場所づくりのために、公民館、民間施設の利用など、積極的に推進してほしい。</p> <p>6. P16 確保推進等についての考え方② 学校教室利用以外の場所（例：プレーパーク）も、放課後子ども教室に位置付けるべきではないか。</p> <p>7. P16 確保推進等についての考え方③ 協議会を実施することは評価しますが、利用者の意見を反映するため保護者の代表を入れてください。</p>	<p>本計画の推計の仕方としては、各年度の対象年齢の人口推計に利用率を乗じて算出しており、年度が繰り上がった際を想定して人数を算出していません。今後、量の見込みと確保の内容の一覧のうち、令和4年度量の見込みの1年生から3年生には、実際の入所承認実績数を反映させ、見込みを立てていきます。そこから、令和6年度まで低学年全体の見込み量としては適正に見積もられていると考えるところです。</p> <p>御指摘のとおり、担当として確保の内容が足りていない点も認識しております。本市としては、前述のとおり、引き続き入所を希望する児童の全員入所が可能となるように、関係各課と連携しながら学童保育所の量の確保に努めて参ります。</p> <p>【放課後児童健全育成事業について】 子ども・子育て会議での議論を経て、令和3年9月15日付けで「小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針」を定めており、今後も子どもの居場所づくりのために家庭、地域、教育機関、市が一体となって取り組んでいきます。</p> <p>なお、現状の放課後の子ども居場所に係る民間施設の利用については、各家庭のニーズに合った選択肢の一つとして民設民営の学童保育を示していけるよう引き続き検討して参りたいと考えております。</p> <p>【放課後児童健全育成事業について】 まずは学童保育との連携を取りつつ、学校教室利用の充実に努めていきたいと思っております。</p> <p>【放課後児童健全育成事業について】 現在の放課後子どもプランの協議会の協議内容は、学校施設の活用と学校・学童・放課後子ども教室の三者の連携の促進となっていることか</p>
---	---

<p>8. P16 確保推進等についての考え方③</p> <p>「教育委員会と子ども家庭部の連携のため、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議をします」とありますが、総合教育会議の会議録を見ても子ども家庭部は出席していません。総合的な放課後対策について連携してしっかり協議してほしいですが、やらないなら記述を削除してください。</p> <p>9. P23 推進等についての考え方</p> <p>必要性や体制の整備について研究をしていきます、とはどういう意味でしょうか。分かりやすく書いてください。</p> <p>10. P27 子育て関係機関への巡回指導の実施</p> <p>ニーズが高いので、拡充してください。</p>	<p>ら、今のところ保護者の方の委員は予定しておりません。</p> <p>放課後子ども教室は、各小学校に推進委員会を設置し、運営しております。御意見等がありましたら、生涯学習課や各校コーディネーターにお伝えいただければ、推進委員会等で協議いたします。</p> <p>【放課後児童健全育成事業について】</p> <p>総合教育会議については、議題に応じて担当部署が出席しております。総合的な放課後の居場所対策については、教育委員会と子ども家庭部の連携のため、総合教育会議を活用し、今後も対応していく所存でございます。</p> <p>【病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）について】</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は有償ボランティア活動です。病児・病後児預かり事業の実施には、保健医療面での助言をする医療アドバイザーや症状の急変や緊急時に児童を受け入れてくれる協力医療機関の選定など医療機関との連携体制の整備が必要となります。実施に際しては、お預かりする児童と協力会員の活動中の安全や、会員相互の安心のもと事業実施できることを第一に考えてまいりたいと存じます。</p> <p>病児・病後児保育室等の利用状況等を注視するとともに、他自治体における実施状況や医療機関との連携体制を参考にするなど、本市における体制整備について研究してまいりたいと考えています。</p> <p>【児童発達支援センター事業について】</p> <p>児童発達支援センターきらりの巡回相談事業「きらきらサポート」は1園につき5回の訪問、年8園実施しており、実施園からは高評をいた</p>
---	--

		<p>だいているところです。</p> <p>小金井市児童発達支援センター条例第4条各号に規定する事業を適切に実施しなければならないきりにおいて、高いニーズに応えつつ、かつ巡回相談事業としての一定の質を確保するには、前述の実施規模が現状での最善と考えております。</p>
--	--	--